

第8章 契約

(契約の方法)

第43条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることによる一般競争としなければならない。

2 契約の性質若しくは目的により競争を許さない場合、入札不調等により中期計画の達成が困難となる等、緊急の必要により競争によることができない場合又は競争によることが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより随意契約による。

3 契約に係る予定価格が小額である場合、競争によっても入札者がいない場合、再度の入札をしても落札者がいない場合等においては、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより随意契約によることができる。

4 第2項及び第3項の規定により随意契約による場合の要件については、別に定めるところにより明確化しなければならない。

5 談合情報がある場合の緊急対応は別に定める。

6 機構の調達等合理化計画及び契約案件の点検等を行うことを目的として、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を設置する。

(予定価格)

第44条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定めなければならない。

(入札保証金)

第45条 契約責任者は、競争に加わろうとする者から、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

(落札者の決定)

第46条 競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

(契約書)

第47条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合は、これを省略することができる。

(契約保証金)

第48条 契約責任者は、機構と契約を締結する者から、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、別に定

めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

(監督及び検査)

第49条 契約責任者は、契約を締結した場合は、当該契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質上又は契約の内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

2 契約責任者は、請負契約又は物件の買入れ、その他の契約については、その受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をしなければならない。